

「重要土地等調査規制法」の廃止を求める会長声明

本年6月16日未明、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「本法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。

本法は、内閣総理大臣が安全保障上重要とみなす米軍・自衛隊基地、海上保安庁施設等の「重要施設」の周囲約1キロと国境離島を「注視区域」に指定し、区域内にある土地・建物（以下「土地等」という。）の所有者や利用者ら（以下「土地等利用者」という。）を調査することを定めるとともに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し、土地等の利用に関し調査や規制ができるものとして、中止命令違反、届出義務違反、報告義務違反にはそれぞれ罰則を科すものである。

しかし、本法の内容には次のような重大な問題がある。

第1に、「重要施設」には、自衛隊や米軍の施設、海上保安庁の施設のみならず、「国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重要な被害が生ずるおそれがあると認められるもの」（生活関連施設）も含まれている。この生活関連施設の要件は極めて曖昧であり、例えば、原発等の発電所のほか、水道施設、情報通信施設、医療施設、空港施設、鉄道施設等も条文上は含まれうるから、政府の恣意的な解釈により過度に広範な指定がされるおそれがある。

第2に、本法は、地方公共団体の長等に対して土地等利用者に関する情報の提供を求めることができるとしているが、提供を求める情報の範囲は政令に委ねられている。このため、政府は、政令で定めれば、例えば医療記録のような極めて秘匿性の高い情報や、公立図書館の図書貸出記録のような思想・良心に関わる情報も含め、土地等利用者の広範な個人情報、地方公共団体の長等を通じて本人の知らない間に取得することが可能となり、土地等利用者のプライバシー権（憲法第13条）や思想・良心の自由（憲法第19条）に対する不当な侵害となりかねない。

第3に、本法では、土地等利用者に対して当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができ、その提出を拒否した場合は罰金を科すことができるとしているが、提出を求める報告又は資料には何らの制限もなく、思想・良心に関する事項も含まれうる。政府が、このように広範な情報の提供を、刑事罰による威嚇をもって強制することは、土地等利用者の思想・良心の自由（憲法第19条）、プライバシー権（憲法第13条）に対する不当な侵害を招きかねず、ひいては、基地問題や原発問題等に関する市民活動の萎縮をもたらし、表現の自由（憲法第21条）を侵害することになりかねない。

第4に、本法は、土地等利用者が自らの土地等を重要施設等の「機能を阻害する行為」に供し又は供するおそれがあると認めるときに、刑罰の制裁の下、勧告及び命令により、当該土地等の利用を制限することができるものとしている。このように不明確な要件での土地利用等の制限は、土地等利用者の財産権（憲法第29条）を不当に侵害するおそれがある。

第5に、本法は、上記のとおり、曖昧で不明確な要件の下で刑罰を科すことができる

内容となっており、罪刑法定主義（憲法第31条）に反する疑いが極めて強い。

このように、本法には重大な問題が数多くあるにも関わらず、本法の制定を必要とする立法事実の存在は示されていない。国会における審議で、政府は、全国約650カ所の自衛隊・米軍施設の隣接地を調査した結果、自衛隊や米軍の運用上の支障を確認できていないと答弁している。

しかも、本法の審議時間は衆参両院あわせて20数時間という短時間に留まり、6月14日の参議院内閣委員会において、参考人として意見を述べた3人全員が法文の不明確性を指摘し、与党推薦の参考人が十分な議論を求めたにもかかわらず、ほどなく同委員会で採決された。このように、本法については、十分な審議が尽くされたとは言い難い。

岩手県内には自衛隊の駐屯地や海上保安部があり、またそれらの関連施設が多数存在していることから、本法成立によって相当数の県民が調査対象若しくは規制対象となり得る。

よって、当会は、以上のような重大な問題を有する本法について、速やかな廃止を求めるものである。

以上

2021年（令和3年）11月10日

岩手弁護士会

会長 菊池 尚

